

京都家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時

平成28年6月8日（水）午後3時から午後5時

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

石原智香子，市川ひろみ，大島道代，大島由紀子，川田良作，川村智，北村哲夫，小松琢，佐藤卓己，白石史子，刀禰隆司，山口基樹，横山和可子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

松井家事部上席裁判官，金田少年部上席裁判官，高見家事部裁判官，松本家事首席書記官，西村少年首席書記官，辻家事訟廷管理官，熊野家事訟廷副管理官，浦上主任家庭裁判所調査官，別宮主任書記官，阿部主任書記官，島田事務局長，林事務局次長，小坂事務局総務課長，平手事務局総務課課長補佐，調停委員2名

4 テーマ

家庭裁判所による紛争解決能力の強化—家事調停充実のための京都家裁の取組について

5 意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

- ◎ それでは，意見交換に入りたいと思います。御質問，御感想，御意見何でも構いませんので，御発言いただければと思います。
- 今日の御説明にあった家事調停ハンドブックは，どなたが書かれたのでしょうか。それと，禁転載，委員会後に回収しますという説明でしたが，それはどうしてでしょうか。
- ハンドブックを作成するに当たり，裁判官はもちろんのこと，家庭裁判所調査官，裁判所書記官，調停委員，これらの4職種の基盤となる連携が大切ですので，4職種の者が集まり，それぞれが一つの課題について，いろんな職種から見た解決の方法などを検討いたしました。これらの職種がお互いに他の職種のしていることを理解し，尊重し合って，将来に向かっての当事者の有益な合意に至るといふ，そのような解決の目標に向かって，一つの大きな基盤になるということで作成しました。
- ◎ 文献等を参考にし，現場で必要なものをピックアップして，作成しました。

なお、ハンドブックは、調停委員にお配りし、退任の際に返却していただいておりますが、それは実際にあった具体的事実も記載されているからで、そういった理由で、本日も回収させていただくことにしております。

- ここ最近の推移と、何%が調停で、何%が成立、あるいは、ダイレクトで訴訟に行くとか。そういう割合を知りたいと思います。また、不成立の場合に審判になるのか、訴訟になるのかの使い分けを、教えていただきたい。
- 調停事件の推移につきましては、平成25年からの全国の総数は、25年が139,600件、26年が137,200件、平成27年が140,800件ということで、増加をしています。当庁も同じように増加の傾向にあるという状況が続いています。
- 急に増えすぎて、困っているということでしょうか。
- ◎ 高止まりとっていただいていた方がいいかと思います。ここ一、二年急激に増えているというよりは、高止まりという感じです。
- 今位の件数だったら、処理できるという感じでしょうか。
- ◎ 離婚調停に限りますと、子供をめぐる紛争の件数の割合が増えているのですが、この解決がなかなか難しいということはあると思います。
- 申立件数に占める調停成立率は、全国平均約5割で、京都家裁におきましては、平成27年の割合ですけど、全国平均よりは若干高い成立率となっています。

不成立になったときに、審判へ移行する場合と訴訟に移行する場合の区別ですが、これは、先ほど申し上げた家事事件手続法という法律に明記されておりまして、別表第二事件といたしまして、例えば、面会交流事件、遺産分割事件ですとか、あるいは、夫婦の間婚姻費用の分担ですとか、あるいは、離婚した後の子どもの生活費である養育費ですとか、そういった法律で決められているものが審判事件に移行しまして、それ以外で決められていないものは、一般調停と申しまして、審判に移行せずに、そのまま終了するということになっております。

- ◎ 補足しますと、審判に移行するもの以外のものは不成立で終わりますので、その後、訴訟を起こすかどうかというのは、当事者の御判断になります。

例えば、離婚を求めている調停が成立しないと、不成立になります。不成立の場合、調停を申し立てた当事者が全員、人事訴訟、離婚訴訟を起こすかということとそうでもありません。

- 家事調停の充実のために調停委員の方の役割が非常に大きく、豊富な社会経験と良識

が求められるということですが、調停委員は、どういう方々がどういう手続を経て選ばれるのか、任期とか報酬はどうなっているかを教えてください。

- 志望申出書を提出された候補者について、面談などの選考を経て、最終的に最高裁判所が調停委員として任命するという過程になっております。年齢関係でいうと、40歳以上から70歳までの方となります。任期は2年間、2年で終わりということではなくて、再任することができます。ただし、70歳までという期限がついておりますので、その限度でという話になります。

報酬は、給与という形で、執務時間に応じた形で支給されるという形になっております。

- 調停委員を募集していますか。

- 普通の採用試験のように募集することはやっていないのですけれども、問い合わせ等がありましたら、この時期に申し込んでいただければということで、私薦、他薦問わずにということをお願いをしているところです。弁護士会等に推薦をお願いしている場合もありますし、いろんな団体のほうに知識や知見を持っておられる方はいらっしゃいませんかということで働きかけをして、御推薦いただくという、そういうケースもございます。

- まず1点目の専門知識の取得の取り組みについて、私の所属する会では、年間に取得すべき最低単位というのを設けて研修受講を義務化しております。それをとらないと、相談員になれないとか、そういった形での対応というのをしております。また、新人につきましては、いきなり相談員とかになれるというわけではありませんので、座学での研修、リーガルカウンセリングの研修をやるということですね。1年間たって、ベテランの方との同席研修という形での5回の研修というのを受けて、それは新人が相談員になるのですけれども、ベテランからこのときの言葉づかいであったり対応について等、いろいろアドバイスを受けて、自分の相談というものがどういうふう to 評価されるのか、そういう研修を行うという形での能力担保を図っています。恐らく、今日のテーマというのは家庭裁判所にとっては永遠のテーマで、平成18年、20年、25年の過去の資料を拝見していると、何度もこの調停に関しては議論をされ、検討をされておられるテーマということがわかります

そこで、まず、質問としては、家庭裁判所の調停委員の研修、積極的にいろんなことがされていますけれども、平成20年の資料では受けてほしい人が受けない、そうい

うふうに議事録に記載されております。その辺については、どんな取組をその後されておられますかという点についてうかがいたい。あと、私どもの考えといたしましては、紛争解決能力の強化っていうのは、やはり、家庭裁判所を利用してよかったと一般の方が思っただくということが前提として必要だろうと思います。ここの中だけで紛争解決を強化、強化といっても、それで果たしていいのかという点については、少し疑問に感じております。例えば、DV事件とかで、住所の秘匿とか、そういったことが必要な事件につきましては、終わった後はもうそれは当事者が自分で手続を進めていかないと、私どもの分野でいけば、登記、例えば、財産分与で不動産を取得するとかのケース、もしくは、遺産分割とかで関係者として加わって、法務局に登記手続を行うといったことがあります。登記分野においても、住所の秘匿をするという一定の配慮が登記の実務でも行われておりますので、そういったことがスムーズに終わった後も裁判所から情報提供いただいて、手続がとれるようなフォローアップ、そういったものをこの調停ハンドブックの中に記載して、当事者がその後、登記で失敗してしまい、住所が相手方にばれてしまおうとかが起こらないようにすることも考えていただきたいと思います。面会交流の話で出たのですけれども、連携機関とかいうのも紛争解決を充実させるっていうことに必要になってくるかと。例えば、誰が取り次ぐ必要があるのか、ないのかとか思います。ある団体の支援が必要だったりとかは例えば、家庭裁判所の中で行われるのかどうかっていうようなことが私としては疑問点としてありました。

あと、要望ですけど、この申立書を拝見したのですけれども、例えば、住所を秘匿したい場合、その部分を覆い隠してコピーする方法により写しを作成してくださいと書いてあるのですが、申立てされる方、中にはすごい大変な思いで申立てをされる方がいるのではないのかなと思います。もちろん、家庭ではコピー機が当然のようにあるわけではなくて、この申立てされる方は、場合によってはコンビニなどでコピーをしに行き、その中で目隠しをしてやらないといけないのかなっていうことを思うと、そういう希望があれば、その部分については、「家庭裁判所のほうの受付のほうで配慮できる」というような記載があれば、申立人はこういうふうにしなないといけないと思って、多分、手続を進められると思いますので、この辺については、少し考えていただきたいなというのを要望として上げさせていただきます。

- まず研修について、いわゆる全国の裁判所で一律に行っているものにつきましては、

経験の浅い方とか何年目とかっていう形で裁判所のほうから指名しておりますので、来てほしい人が来ないというような状況にはありません。それ以外の、いわゆるコラボ研修とか遺産分割の特別研究会は、基本的に希望者の方が来るということですので、先ほどおっしゃられたような問題があるのかもしれませんが、実際、それに対する手当というのは、私どもでもなかなか十分にできてないところはあるのですが、一つ行っていることとして、なるべく、いわゆる調停を入れない日というのが月に1度ありまして、その調停のない日に研修を設定し、調停委員が参加しやすくしております。

また、再任の際に研修への参加実績を記載させ、研修に対する意欲というのをその場でやりとりをしながら高めていくような方策があります。今のところ、希望者が参加する研修では、おおむね60名ぐらい参加されるので、その効果が上がっていると思いますが、来てほしい人に来てもらうことは、今後も努力しなくてはいけないと思っていますところでは。

- ◎ 次に秘匿の関係ですけど、少なくとも裁判所が出す書類、例えば調停が成立したときの調停の調書とかは、住所秘匿のときは、その住所は書きません。しかし、裁判所の手が離れた後、御自身で登記のときに何を出すかというところまでは、コントロールはできません。

それから、この申立書セットについて、今回はこの申立書セットしか配布しておりませんので、御説明が不十分だったかもしれませんが、いろいろ申立てに来た人については教示もしていますし、これ以外にも本当は説明書類がたくさんあります。これをコピーするというか、住所を秘匿する申立人は申立人の住所欄に、相手に知られたくない住所は書かないようにとの指導を書面でも行っています。

- 御質問の趣旨が、支援する会というのは外部団体のことをおっしゃっているのかなと思うのですが、外部団体を御利用されるのは当事者の任意によりますので、裁判所が特定の機関を御紹介するということは基本的にはしておりません。こういった機関もありますがというふうに、大体のことを申し上げて、御自身でホームページ等で調べていただくというふうにしております。

- 私は初めてこういう審判、調停のビデオを見せていただいて勉強になったのですが、一つ、非常に素朴な疑問があります。こうした調停事案のうち、未成年の子供がいる件数ってというのはどの程度の比率なのか。確かに、子供がいることのほうがいろいろと扱わなければいけないことも多いとは思いますが、ただ、いわゆる少子高齢

化の時代からするとこうした離婚のときに、必ずしも未成年の子供がいるっていうのがデフォルトではないような気がしています。さらに言うと、家族の変容、家族間とか、意識の変容ということがあるのだっていうのが最初のところの解説でありましたけども、子供が、離婚するときに逆にどの程度子供がいて離婚するのか、かつてのように、子はかすがいということが、もうなくなった時代だということが前提の話なのか、基礎的なデータの部分と、そもそも、それは家族間の変容にかかわることなのかということについて、お伺いしたいなと思います。

- 子供さんがおられる事件は、当庁へ持ち込まれる事件では7割、8割はあるかなという感じです。子供さんの年齢も様々です。

子供さんがかすがいとおっしゃる方はたくさんいらっしゃいます。その意識は、やはりあるのかなと思われませんが、子供さんを紛争に、ちょっと巻き込んでおられるといったケースもございますので、かすがいでまとまろうというケースもございますが、必ずしもそうでないケースもあります。

それから、昨今、当事者の方もメンタルの問題を抱えて、非常なストレス下にあり、そのことで、なかなか話し合いをするにしても、御自分のことで精いっぱいというところがございますので、子供さんのことになかなか意識が向かないというふうなケースもあろうかと思えます。

- ◎ 離婚の場合、協議離婚もできますが、紛争性が高いのはお子さんがいらっしゃる場合だと思うのです。面会の事や子供の養育費の関係とか。離婚される夫婦の中で、日本の離婚の中で、子供さんのいらっしゃらない御夫婦も多いのだとは思いますが、調停事件の中ではお子さんがいる場合は割と多いですね。

- 家事手続法の改正によって、申立書の写しが当事者のところに送付されますが、調停委員としては、まず状況がわかってから来ていただけるということは、進行上ありがたいなと思います。

謄写閲覧ですが、調停期日が進行した中での閲覧というのはどの辺のレベルまでが閲覧させていただけるのでしょうか。また、当事者が調停の中で、調停委員だけに話をするけれどもという話題を書くことについて、閲覧の希望のことを考慮して報告書を書くのでしょうか。

次に、電話会議、テレビ会議とかいうシステムが導入されましたが、今現在、どのように運用されているのでしょうか。調停の内容については外部に漏れないと説明をし

ていますが。テレビ会議はお互い画面が映っており、場所も限定されると思いますが電話会議については外部に漏れないためにどのような配慮をされるのでしょうか。

紛争中で納得されていない場合に、申立人、相手方、代理人の間で進行状況の相違がないように、今日はここまでの話が決まりました。続いて次回期日の課題について説明します。双方の確認をしっかりとるために、ホワイトボードを調停室に置き、離婚、親権者などの、決定した項目のみを書きます。ボードは同じ内容を確認すると共に、内容を消してしまふことができます。ホワイトボードは遺産分割でも相続人、財産目録、遺産の範囲決定などでも同じような用途で使用でき、便利に役立つと思います。

- 閲覧の基準につきましては、ケース・バイ・ケースですけれども、例えば、先ほど申し上げた婚姻費用分担と申しまして、夫婦の間の生活費をめぐるトラブルですとか、子どもの養育費、このように双方の収入で一定の金額のめどがつくような事案ですと、収入金額につきましては、双方に見ていただいた上で話し合いを進めると円滑に進む場合が多いので、そういった場合には閲覧ですとか、謄写をしてもらうことがあると思います。それ以外のものにつきましては、まさにケース・バイ・ケースですけれども、例えば、離婚調停とかですと、非常に感情的な記載がされる場合がありますと、それを見ることによって、かえって感情的な対立が深まってしまって、冷静な議論ですとか、より現実的な解決策ですとか、そういった点を話し合う上で、かえってこれはよくないのではないかと考えられるものにつきましては、閲覧・謄写を認めない場合があります。

調停委員の手控えは、個人メモという扱いなので、記録外ということになり、閲覧謄写の対象にはなっておりません。経過表については、出頭当事者と期日が書いてあるものですので、閲覧謄写の対象です。手控えメモとは別です。

- ◎ 調停委員が当事者から口頭で聞いたことはもう残らないということですね。紙に残して相手方がそれを見るということにはなっていないです。
- 電話会議の配慮ですが、基本的に電話会議を利用される場合には、例えば、最寄りの家庭裁判所ですとか、あるいは、弁護士代理人がつかれている場合には、弁護士事務所などを電話会議の場所に指定いたしまして、基本的にそれ以外の場所で、本人の携帯電話にあてての電話会議というのはしていないという形で非公開性については配慮しております。

テレビ会議におきましては、こちらから発信する場合と他庁から他庁の調停事件を

受ける場合の2パターンございます。両方足しまして、年間約10件程度というところになります。具体的な接続庁としましては、東北及び北陸地方等の家庭裁判所との実績があります。わざわざ京都まで行かなくて済んだというところでよかったですという感想を得ました。これは当庁だけの取り組みではなくて、全国的に最高裁から設備されており、使用している現状です。

それから、電話会議につきましては、電話という手軽さもありますし、裁判所において利用が盛んにされているところですので、個別に何件とお示しできる統計までとっているわけではありませんが、一般的にあるなというような程度で利用されているところではあります。

- 専門的知識の習得について、当庁でも研修というのはふんだんに利用しております。検事でいいますと、1年目にまず東京のほうに全員集めて、同じ寮に入って3カ月研修する。あと、実践も1年目と、4年目、5年目は大きい庁に入れて、先輩や決裁官が多いところでそれぞれ事件公判に立ちながら実践を踏みながら教えてもらいながらやるということ。それから、それ以外では3年目ぐらい、6年目、7年目ぐらいにまた中央に集めて研修をする。事務官の人たちも初任のときに、何カ月間か集めて研修を行い、中間期で何カ月間か集めて研修というように研修はふんだんにやっております。

それ以外は、もうそれぞれ資格持った人たちなので、一人で法廷に行ったり、一人で取り調べしたりできるはずなのですが、法廷では、先輩検事が初めは一緒に、新任検事の横で新任検事の公判ぶりを見ながら、あそこはこうしたほうがよかったよとか、逆に先輩についていき、難しい事件を先輩がどうしているかというのを見ながら学んでいきます。実践の中ではベテランと新任の組み合わせっていうような形を考えたりしておりますので、調停委員の組み合わせというのはわかりませんが、ある程度ベテランの方に経験の浅い方と組み合わせられているのではないかなと想像はしています。

それと、報告スキルですけれども、検事の場合、捜査を終えて最後に起訴するとき、こういう問題点があるけれども、こういう証拠関係で大丈夫ですから起訴しますとか、こういう関係で不起訴にしますとかいうのを必ず上司に報告に行きます。そこはいろいろ工夫があって、例えば、A4、1枚にこの事件情報をまとめてきて報告してくださいと。

あと、報告を受ける上司のほうで、ある程度交通整理をしてあげて、この事件はここがポイントとこっちから水を向けて聞く。何回か場面に分けて報告を受ける場合は取り調べを始める前にどんな証拠関係になっているのって、ここがポイントだねっていうことを相手に言って、調べた後はここを報告してほしいのだよということのある程度伝えておいて、取り調べが済んだら、どういう状況だったかっていうのを教えてもらう。報告を受ける側と報告する側のコミュニケーションなので、受ける側のほうから、交通整理をして、こんなところを聞いてきてほしいんだよっていうのを伝えてあげると、割合スムーズに知りたいことが知れるっていうような、そんなやり方をやっています。

- 昔は、新聞記者の職場は特に、現場で仕事を覚えろっていうので、研修もマニュアルもございませんでした。何か、職人仕事みたいなところがございましたけども、最近はかなり変わってきて、研修やマニュアルといいますか、ハンドブックというのが大分、かつて、我々が入ったころに比べて相当そろってきました。新聞記者ですので、別に何の資格もございませんのですけども、基本的にいろいろ社会的に状況が変わってきて、覚えることが、あるいは、統一すべきことがふえてきているので、やはりハンドブックなり研修なりが必要だという考えに変わってきたということです。

裁判の関係で言いますと、最近のことを言いますと裁判員裁判というのが開始されたことが非常に大きかったり、犯罪報道をどうするかということを経営でかなり議論いたしまして、それに裁判員裁判を意識した報道のあり方と、それをどうするかっていうのを考えて、その研修等も相当行いました。具体的には、新人研修を最初やっております。基本的に1カ月ほどで新聞記者の基本的な仕事を説明して、あとは、基本的に現場で仕事を覚えるのです。2年目、3年目、5年目、10年目に、せいぜい1日、2日ですけども、研修で今現在のそれぞれの状況っていうのを報告して、問題点等を話し合うというような研修をしております。

それから、最近が一番力を入れているのは、いわゆるデスク、支局長研修っていうのを、力を入れています。要するに、指導する側の研修です。新聞記者にも、記者と、記者の原稿、取材の指示、原稿の点検、訂正等を指示するデスクという役割がございます。支局に行きますと、支局長という名前です。そこが記者の指示をするわけですけども、以前は、この指導する側の研修というのは、ほとんどありませんでした。当然、できるものという前提でしたけども、それではいかんということで、最近では指導する側

がどういうふうに指導するかっていう研修を非常に重視するようにしました。

同時に、いわゆるハンドブックですね。基本的な知識を覚えるっていうので、ハンドブックを社内的にも相当つくりまして、それもやっております。ただ、家事調停ハンドブックを見せていただいて、一つ、独立の章立てで家事調停技法というのがありますが、基本的な知識を覚えるというのと、特に現場で人を相手に、どういうコミュニケーションをとるかというのが、現場で問題になっています。それは新聞記者の世界でも全く同じことです。これに関しては、我々も非常に困っております。具体的に言うと、どうやっているんなところ取材に行って、ネタを引いてくるかっていうことは教えようがないっていうところが、最終的にはあります。それぞれの各人のそれぞれ個性で取材相手とどういうコミュニケーションをとって、やりとりをして、わかりやすく言ってしまえば、なかなかあんまり相手が言いたくないことを聞き出してくるかっていう技術っていうのはなかなかマニュアル化できないっていうのが、最終的にあります。といっても、後は自分で頑張らなさいとも言えないので、唯一行っているのは、ケーススタディみたいなことです。いろんなケースで、どういう取材をして成功したか、あるいは、失敗したかというのをグループ研修でやっているというのが、一つの、御参考になるかどうかわかりませんが、我々がやっていることということでお伝えしたいと思います。

あと、新聞社にかかってくる読者からの御意見、苦情というのが、非常に、社会の事情をあらわしておりまして、ここ何年か、裁判所、家裁調停に関する苦情ではないですね。

- 本日は丁寧に、よくわかりやすい御説明ありがとうございます。それと、調停委員並びに家事にかかわる職員の皆様の大変な御苦勞というか、いろんなこと、細やかな対応を考えてらっしゃるということに非常に、少し安心、安心という気持ちの表現はおかしいかもしれませんが、そういう気持ちになりました。まず、調停を申し立てるということはかなり解決が難しいというところになるのですが、先ほど、御説明にありましたように、問題を明らかにすることで、当事者側どちらかが、はっと気づくような何かがあったというふうなことで、離婚ということを目指して調停していたのが、意外に、そういうことを取りやめて子供のことなどを含めてもとのさやに戻る、そのような場面もあるのかなということがあつたのかなっていうのがまず1点です。

それから、DVの話も出ましたが、昨今、言葉の暴力で、モラルハラスメントに関し

ては、DVよりひょっとしたらメンタル部分で怖い部分があって、最近増えているのではないかなと思います。いわゆる障害とは言えない、病気ではないけれども、パーソナリティ障害的なメンタルをお持ちの場合、調停委員の方が最近苦勞されているのではないかなというので、身を守る部分も出てくるのではないかな。裁判所としては、調停委員の危険というんですか、そういったところは守らないといけない部分も問題としてあるのではないかと思いました。

最後は、身近に本当に困ってらっしゃる方もいらっしゃいます。そういうときに、どの法律の世界でもそうなのですが、知っているか知らないかで、解決できるかできないかっていうのはすごく多いと思います。インターネットで皆さん知識をお持ちだというふうにお話されていましたが、知らない人は、本当にこの制度さえも知らないで、窮地に陥ってらっしゃる方もいらっしゃるということです。家庭裁判所は守るようなお立場にもあるかと思いますが、あまり、来られてもお困りだとは思いますが、何らか、そういった広報的なものをされているのかどうかというのをお聞きしたいなということの三つでございます。

- 少し外れるかもしれませんが、教育の世界から見た状況ということの一つだけお話ししたいと思います。子供の貧困率が今、問題になっていまして、平均所得の半分に満たない家庭が相対的貧困家庭、そういう御家庭の子供さんは、6人に1人の割合になっています。これは、厚労省調査でもOECD調査でもそうです。OECDは34ほどの比較的先進国の多い国々で構成されていますけれども、その貧困世帯で大人一人の世帯における子供の貧困率は日本が最低です。34カ国ある中で、33番目です。ひとつは統計のない国があるので最低です。大人一人の世帯にいる子供の貧困率は50%を超えています。この貧困の家庭というのは、学校教育法で就学援助を受けております。この就学援助を受けている子供たちの全国学力テストの数字を見ますと、そうでない家庭の子と比べて明らかに低いです。貧困が低位な学力を生んでいます。それが連鎖しないようにというのが教育界の重大な課題であります。

親権を定めたり、それから、養育費をどうするかということで、やはり養育費を払わなければならないとなった人に対しては、「払いなさいよ」ということをしっかりと御指導いただけたらなという思いがあります。そうは言っても、なかなか支払いに応じない人もおり、大変なのだろうと思いますけれども、日本の教育、子供たちの育ちということから見て、非常に重大な事態が起こっています。大きな問題点であると

感じています。

- 前回も同様に、今回も最後なので、私の立場が法律家ということなので、皆さんの意見をお聞きしての感想を述べていきたいと思えます。

最初に、この委員会の運営について、提案したいと思えます。45分の裁判所の説明が長過ぎます。これでは、背景事情を知りたいと言っても、他の方の意見を聞く時間があるので、結局その次が出せてない。そうすると、次回からは、裁判所からの説明報告は15分、長くても20分ですませ、あとは資料を配って、ポイントだけを説明すべきです。本来であれば、この委員会前の1週間前に資料を配って、お目通しくださいとすべきです。ポイントはここですとあって、10分だけを説明に当てて、残りを委員の各意見交換であったり、質問とかが、この委員会のあるべき姿じゃないかなと思えます。次回からちょっと工夫をお願いしたいと思えます。

では、振り返りたいと思えます。

ハンドブックの禁転載の意図はという質問ですけど、裁判所に、私も検討いただきたいと思えます。というのも、ハンドブックにそこまでの具体的事例が果たして書いてあるのか。これが出ることによって、どのような影響があるかという点です。こういうハンドブックを外部に提供し、しかも、先ほど、山口先生がおっしゃいましたアフターフォローについてどのようにお考えですかってことを、それぞれの専門職は専門職なりのノウハウを持っています。そうすると、調停が終わったときに一言こういうふうに言っていただければ、うまくDVも解決する。あるいは、困っているところが解決できるっていうことをもう少し、司法書士の先生であれば、司法書士の先生の立場で、あるいは、弁護士であれば、弁護士の立場で、外部のカウンセラーであればカウンセラーの立場で、いろいろな専門家がアドバイス、ノウハウを伝えて、それをハンドブックに載せることができるんじゃないかなって思うように思えます。だから、今回、ハンドブックをつくられたことで、共通認識を作ることができたことはよかったと思えます。従前の家庭裁判所のあり方からすると、私からすると、非常に感慨深いです。でも、それで満足をするのではなくて、これを初版として、ぜひ、次のステップとして外部に、全部提供するなんて言いません。でも、家庭裁判所実務に通じたノウハウを持っている外部の専門家にも執筆者にも入ってもらって、編集委員会のような形で改訂をしていただいて、調停委員のスキル、ノウハウを皆さんの共有財産としていただきたいなというふうに思っています。

統計数値を質問された委員もおられました。実は、この質問が出るだろうなと思って、私も平成12年から最高裁がずっと統計を出しているのので、調べてきました。先ほど全国も増えていて、当庁も全国と同じぐらい高止まりという発言が所長からありましたが、確かに、25年以降ですと、そういう傾向もうかがえないわけではないですが、調停の件数は、実は、平成21年から23年、24年ぐらいまでが数値の頂点で、今、若干減少傾向です。実は、平成28年の月報第1四半期の速報値で言うと、去年よりも減っています。件数自体は今、漸減傾向にあるのですよね。これは、ここの調停の場にたどり着けてない、困っておられる方が非常にいるんじゃないかと考えられます。それに対して、裁判所はどのように救いの手を差し伸べるかっていうのが、常に課題になっていて、現状に満足しているのではだめだと思います。先ほど、離婚の件数、あるいは、未成年の比率はどうかっていう、統計の質問があったのですが、京都府の人口動態統計平成24年度のデータで、京都府での離婚件数は、四千、大体、五千件弱ですよね。そのうち、子供がいる件数っていうのは42,3%です。これに対して、調停離婚が大体年間千弱なので、この離婚件数のうちの約20%弱ぐらいが離婚になり、子供における比率っていうのは協議離婚よりも、調停離婚のほうが高いっていうのは恐らくそうなんだろうというふうに思います。ですから、たどり着けてない人に対してどのようにするか、今後も課題ではないかと思っています。

あと、前回の委員会で、被害者に関して満足度、新しい制度ができたときに満足度の調査されていますかという御意見がありました。また、子供の権利条約を伝えてほしいという意見を言われました。これを、裁判所はきちっと受けとめて、この検討結果っていうのを委員会に返さなければ、意見の双方向にはならないというふうに思います。

今日この委員会に参加する前に利用者の声、アンケートっていうのが、この庁舎内に置かれているのを、委員の先生方、御存じでいらっしゃいますか。経験の長い委員の先生方はこのアンケートがあるっていうのを知ってるんですけども、でも、多分、ほとんどの方はご存じない。なぜか。目立たないところに置いてあるからなんですね。アンケートで一応、満足度というか、利用された方に対して利用者の声っていうのを受け取ろうとしてはいるんですよ。でも、それが目立たないところに置いてあって、その結果も我々の委員会というか、多分、この委員会で提案されたんですかね。こういうアンケートをやって、入れる場所を置きましょうと。でも、それがフィードバック

されてないっていうところに委員会の限界というか、問題というのがあるって、できたら、このアンケートっていうのを常に毎回、この委員会の前に集計をして、その結果が資料提供されて、それに対して我々市民委員が、このアンケート結果に基づいて意見交換をして、さらに、裁判所に検討をお願いするというような形に運営されていけばいいかなっていうふうに、私は思います。

調停室にホワイトボードを入れるという御意見は、素晴らしいと思います。本当に、能力、研修というところで、今回いろいろとアイデアがありましたが、弁護士会も非常に困っています。紛争解決とかトラブルとかいうのは、確かに、座学による、研修は最低限必要なんですけども、それは最低条件であって、それで足りるものではありません。結局、ベテランの弁護士の姿を見、あるいは、相手方と紛争の真ただ中に飛び込んで、その中で学んでいくということが多いです。それを結局、若い弁護士、あるいは、若い職員、若い調停委員にうまく伝えるっていうのは結局ベテランと新人の組み合わせをうまくやり、さらにコミュニケーションをうまくやっていくためには、A4の紙1枚をレジュメ風を書く時間も皆さんお互いにはないわけですから、それをボード、ホワイトボード、さらに、電子機器によって、もっと小さい電子ホワイトボードを利用するなどし、ざっと書いていって、それをお互いに交換し合うというような世の中になってきています。それで、ポイントをお互いに示して、コミュニケーションを交わすということが裁判所庁内でも必要になるんじゃないか。あるいは、調停の運営においても必要になるんじゃないかなというふうに思います。

あとは、調停制度のことを知らない人は、本当に多いです。いまだに、離婚事件の法律相談を私がやっていて、相談者に対して、離婚の調停ってあるんですよって、ちなみに幾らぐらいかかるか御存じですかって、必ず質問するようにしてるんです。インターネットに通じた世代は、パッと調べて調停が幾らかかるかって御存じなんですけども、そのツールにたどり着けない人もまだまだいっぱいいて、その方々っていうのは本当に家庭裁判所の調停制度を知らないんですよ。それに対してどう伝えていく、広報もやっていることは私はわかってるんですけども、まだ功を奏してないっていう実態と裁判所の職員の皆さん方が、ぜひ、向き合っていて、1,200円で調停できるんだよ。それで裁判所も手だてが講じられるんだよということを府民の皆さんに積極的に、所長、あるいは、職員の皆さん、一丸となって伝えていただきたいなというふうに思います。

◎ ありがとうございます。裁判所の説明が長いということについて検討したいと思います。ただし、私は、15分、20分では無理だと思っていることはお伝えしたいと思います。そもそものことがわかっている方、例えば、法曹関係の方なら大丈夫だと思うんですけども、きちんと説明しようとしたときに、15分では無理だと思います。ただ、45分必要だったかについてやテーマをもっと絞れば短くなるというようなことはあると思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

また、事前に資料を配ってくれというのは全くそうなのですが、なかなか準備が整うのが直前になっておりまして、資料を手元に配れる状態にありません、説明内容が長過ぎるのかもしれないので、できればその辺も検討したいと思います。

それから、前回について、満足度調査は難しいということでお答えしていると思います。市川委員のほうからの宿題について、もう一度お願いいたします。

○ このハンドブックにぜひ、子供の権利条約を入れてくださいということです。それはなぜかといいますと、今日のお話を聞いていても、よく出てきた子供をめぐる争いが問題であって、解決が難しいということだったのですが、需要は大きくなっていると思っています。そもそも、紛争能力を強化というのが、今日のテーマだったのですが、紛争解決というのを、何をもって紛争解決と捉えてらっしゃるのだろうというのは感じたのです。先程、御意見がありましたように裁判所の中だけで解決するものではないと思うので、研修で能力を高めるっていうのは必要なのでしょうけれども、外部の社会とつながるような連携がやはり、求められてくるんじゃないかなと思います。心理とか教育とか貧困とか、そういったところにつながるような連携をしてほしいなと思いました。

子供の権利条約については、ぜひ、皆さん知ってくださいというのを、前回言いましたので、それがどうなったかについて答えをいただきたいですね。

◎ はい、考えさせていただきます。ハンドブックそのものは改訂は簡単にはできないのですが、研修などに生かすという方法も別にあると思いますので、考えさせていただきます。

次回のテーマについては、裁判所のほうで考えているものが、「お子さんがいる御夫婦のための離婚調停ガイドランス」ということで、今回のテーマにかなりつながりがあると思います。京都家裁では、離婚調停が申し立てられたときに未成年のお子さんがある場合、両親向けのガイドランスという取り組みを、調査官が主体となってしており

ます。これについて、御紹介と御意見をと思っておりますが、別に、このテーマに決まっているわけではございませんので、今現在、また何かテーマをお考えの方があれば言っていただければと思います。

○ 今日の続きをしたいと思います。

◎ そうですね。また、別にこのテーマという御意見の方がいらっしゃったら、それも検討します。

それでは、本日は、本当に、貴重な御意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございました。

委員からも御指摘がありましたけれども、いただいた御意見は、やはり、私たちも聞いてはっとさせられているところがあります。それを生かしていきたいというふうに思っています。本当に、皆様、お忙しい中どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。